

制定 令和3年3月24日 原規総発第2103241号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会マネジメント規程（原規総発第1912181号（令和元年12月18日原子力規制委員会決定））第14条の規定に基づき、原子力規制委員会令和3年度重点計画を次のように定める。

令和3年3月24日

原子力規制委員会

「原子力規制委員会令和3年度重点計画」の制定について

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会令和3年度重点計画」を別添のとおり定める。

(別添)

原子力規制委員会
令和3年度重点計画

令和3年3月
原子力規制委員会

<まえがき>

原子力規制委員会は、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、中期目標を定めるとともに、それを達成するため、毎年度、年度重点計画を策定するものとしている。

令和3年度重点計画は、令和2年2月に新たに策定した第2期中期目標（令和2年4月から令和7年3月まで）を踏まえ、令和3年度において重点的に取組む事項について定めるものである。

本計画を構成する各施策は、その性格に応じて以下の3つの区分に分類している。年度末に各施策の実施状況を評価する際には、これらの区分も考慮するものとする。

- (Ⅰ) 既定の方針に基づき確実に実施するもの
- (Ⅱ) 改善事項等一定の新規性のあるもの
- (Ⅲ) 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの

なお、本計画と行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく政策評価に用いる政策体系を整合させた統合的なマネジメントを実施する観点から、当該政策体系についても、本計画とともに、別紙のとおり定める。

目次

1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	1
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	1
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	3
(3) 職員の確保と育成	5
2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	8
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	8
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	9
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	11
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	12
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	14
(1) 核セキュリティ対策の推進	14
(2) 保障措置の着実な実施	14
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	15
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	16
(1) 廃炉に向けた取組の監視	16
(2) 事故の分析	16
(3) 放射線モニタリングの実施	17
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	18
(1) 放射線防護対策の推進	18
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	18
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	19
(4) 危機管理体制の整備・運用	19
(5) 放射線モニタリングの実施	21

別紙

令和3年度政策体系	22
-----------	----

1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

【重点計画】

(独立性・中立性・透明性の確保)

- ・ 独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。(I)
- ・ 独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、規制に関わる情報の開示を徹底する。(I)
- ・ web 会議システム等の手法を活用した公開会合について、透明性確保の観点からインターネット配信の継続性の維持・品質向上を図る。(II)
- ・ 令和元年度から試行している原子力規制庁職員と被規制者との面談内容の自動文字起こしについて、公開の対象となる面談等の規模を拡大するため、音声データから文字データへの自動化処理の検討を行う。(I)
- ・ ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。(I)
- ・ 原子力規制委員会ホームページのリニューアルを完成させ、一般公開する。(I)
- ・ 「N-ADRES」(米国原子力規制委員会の ADAMS のような資料データベース) について、安定的に運用を行う。(I)
- ・ 次期行政 LAN システム、行政文書の体系化の検討等と連携し、ホームページ及び「N-ADRES」に保存されている資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを検討し、実装可能となる方法を検討する。(III)
- ・ 原子力規制委員会の結果概要をホームページに掲載する等の取組や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関するコンテンツの作成・公開を行う。(III)

(外部とのコミュニケーションの充実)

- ・ 国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集する。(I)
- ・ CEO、CNO、ATENA との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換、炉安審・燃安審を随時開催する。(I)
- ・ 地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を継続的に検討して実行する。(II)
- ・ 記者会見及び取材対応を通じて、報道機関に適切な情報提供を行う。(I)

(安全文化の育成・維持)

- ・ 新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を組み込む。(I)
- ・ マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画(以下、「行動計画」)

- という。)に基づき、マネジメントレビューを通じた安全文化に係るP D C Aサイクルを確立する。(Ⅱ)
- ・ 行動計画に基づき、安全文化の育成・維持のため、課室を超えた風通しの良いコミュニケーション及び課室毎の具体的な活動の促進に取り組む。(Ⅱ)
 - ・ 核セキュリティ文化醸成に向けて、職員への研修の着実な実施及び事業者への必要な助言を行う。(Ⅰ)

【評価の視点】

(独立性・中立性・透明性の確保)

- 原子力規制委員及び原子力規制庁職員が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。
- 原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたか。
- web 会議システム等の手法を活用した公開会合について、インターネット配信の継続性の維持・品質向上を図ることができたか。
- 自動文字起こし結果の公開を安定的に行うことができたか。公開の対象となる面談等の規模の拡大のために必要な手段を準備できたか。
- ホームページについて、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上を達成できたか。
- リニューアル後のホームページの一般公開が行えたか。
- 「N-ADRES」について、安定的に運用を行うことができたか。
- 固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの検討を行い、実装可能方法を検証できたか。
- 原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開できたか。

(外部とのコミュニケーションの充実)

- 国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行えたか。
- CEO、CNO、ATENA との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換、炉安審・燃安審を開催できたか。
- 地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策の検討及び実行ができたか。
- 原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。

(安全文化の育成・維持)

- 新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施できたか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及

- び中途採用職員向け研修に組み込めたか。
- 安全文化に係るアンケート調査について、国際的な水準にも沿った定点観測の手法となるよう改善できたか。
 - マネジメントレビューにおいて、意識調査の結果や、具体的な活動の実績を評価し、次年度の計画に反映させるサイクルを構築できたか。
 - 安全文化に係る、課室を超えた風通しの良いコミュニケーションの具体的な仕組みを構築したか。また、課室毎の具体的な活動が広がりを見せたか。
 - 計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施し、原子力規制検査等を通じて、事業者に必要な助言ができたか。

(2) 規制業務を支える業務基盤の充実

【重点計画】

(マネジメントシステムの定着)

- ・ 行動計画に基づき、全ての主要プロセスのマニュアルを作成し、併せてマネジメント規程を補完する文書としてマネジメント規程運用マニュアル（仮称）を策定し、マネジメントシステムの組織全体への定着化を進める。（Ⅱ）

(国際協力の推進)

- ・ 関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。（Ⅰ）
- ・ 二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じて原子力規制庁内における情報共有、フォローアップを徹底するため、引き続き国際室を中心として庁全体として取り組む。（Ⅰ）
- ・ 我が国の核セキュリティの継続的改善に資するため、改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な議論への対応、IAEA 関連文書の策定・見直しへの参画等を行う。（Ⅰ）
- ・ 放射線防護に関する IAEA や OECD/NEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。（Ⅰ）
- ・ 保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEA に対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献する。（Ⅰ）

(管理業務の確実な遂行)

- ・ 行政文書管理に係る適切な人員配置を行い、共有フォルダにおける体系的管理及び電子決裁による意思決定、文書管理業務のシステム化の検討等により行政文書の電子的管理を推進する。また、行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施する。（Ⅱ）

- ・ ホームページ等に保存される資料に固有番号等を付与する仕組みの検討と連携し、行政文書の体系化を検討する。(Ⅲ)
- ・ 適切な機構・定員要求等を通じ、中長期的な視点で、将来も含めた業務の必要に応じた原子力規制庁の組織構成及び人員配置等の資源配分の見直しを行う。(Ⅰ)
- ・ 会計法令及び関係規程類に則って、予算の効果的かつ効率的な執行に努める。(Ⅰ)
- ・ 庁内の管理的な業務が適正かつ円滑に行われるよう、効率化に資する手続きの改善や情報システムの活用などの取組を行う。(Ⅱ)
- ・ 令和3年度の行政 LAN システムの更改においては、策定した調達仕様に基づくとともに、令和2年度に発生したサイバーセキュリティ事案を踏まえ、セキュリティを強化したシステムとする。(Ⅰ)
- ・ 情報システムの安定的な運営を行う。(Ⅰ)

(訴訟事務及び法令審査)

- ・ 訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関と連携しつつ適切に対応する。これに関して、訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、訴訟や不服申立てに係る遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。(Ⅰ)
- ・ 訴訟及び不服申立てに適切に対応するため、継続的・組織的に新しい知見の収集・調査を行う。(Ⅱ)
- ・ 所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法令等の立案及び運用に係る改善すべき点を把握し、長官官房における審査等を通じて、各部署の着実な法令等の立案・運用を支援する。また、必要に応じてマニュアル等の作成及び見直しを行い、庁全体の立案技術の向上を図る。(Ⅰ)

【評価の視点】

(マネジメントシステムの定着)

- 全ての主要プロセスのマニュアル及びマネジメント規程運用マニュアル（仮称）を策定できたか。

(国際協力の推進)

- 国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。
- 得られた知見について、原子力施設の規制へ反映すべきものがないか検討し、規制の改善に活用できたか。
- 二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行えたか。
- 改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA 関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、また、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の特定核燃料物質の防護（以下、「核物質防護」という。）の規制の継続的な改善につなげることができたか。

- 放射線防護に関する国際会合等に参加し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。
- 各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。

(管理業務の確実な遂行)

- 行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。
- 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。
- 行政文書の体系化を検討できたか。
- 組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の見直しが行われたか。
- 予算の適切な執行管理を行えたか。
- 情報システムの利用による効率化等を通じた取組が、管理的な業務の機能の充実又は改善につながったか。
- 調達仕様どおりに職員がいつでも・どこでも業務を遂行できる環境を提供し、ワークライフバランスの実現に貢献するとともに、感染症の流行や大規模な災害が発生した場合においても、行政事務が遂行できる業務継続性を実現することを目的とするシステムの構築ができたか。
- 情報システムの安定的な運営を実現したか。また、サイバーセキュリティ事案等の発生下においても変化に適切に対応し、庁内業務の確実な遂行に寄与したか。

(訴訟事務及び法令審査)

- 訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。
- 訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。
- 長官官房における審査等を通じて、各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。
- 必要に応じてマニュアル等の作成・見直しを行うことができたか。

(3) 職員の確保と育成

【重点計画】

(高い倫理観の保持)

- ・ 職員が、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる職員への指導監督を行う。また、職員が仕事と生活の調和が図られるよう、ワークライフバランスの各種施策を継続し、その対応状況の監視を行う。

(I)

(原子力規制人材の確保)

- ・ 人材の確保については、引き続き、新卒採用の促進に資するよう積極的に説明会を行うとともに、新卒者・経験者採用等を適切に実施し、厳選して選考を行う。

(I)

- ・ 原子力規制人材育成事業については、行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、令和3年度の新規採択を行い、継続事業を実施するとともに、事業の実績を適切に把握する。(II)

(原子力規制人材の育成)

- ・ 育成については、平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施し、力量管理及び知識管理の更なる推進を進める。また、研修の質の向上に向けた取組みを試行する。(I)
- ・ 事務系職員に必要な研修の実施に向けて、習得すべき内容を明確化するとともに、研修とOJTを組み合わせた力量管理の実施についても検討を行う。(II)
- ・ 職員の国際活動に係る力量向上に全庁的に取り組む。なお、新型コロナウイルス感染症により海外機関等に派遣できなかった職員については、可能な限り派遣することができるよう調整する。(I)
- ・ 人材育成の基本方針を改定する。それを踏まえ、職員により詳細なキャリアパスを示す。(II)
- ・ 引き続き、職員が現に就いているポストで自己の能力が発揮できている度合を調査する。(I)
- ・ 調査結果などで示された、職員のキャリアパスに対する不安等について、それらを取り除く解決策について検討を行う。(II)
- ・ 原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署の特定をするとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。(II)
- ・ 研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、大学やJAEA安全研究センター等の外部の研究組織/部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の拡大・推進を図る。また、安全研究の結果に基づく公表活動を通じて、研究系職員の研究能力の向上に努める。(I)
- ・ 安全研究の実施や研究人材の育成に当たり、研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行う。(I)

【評価の視点】

(高い倫理観の保持)

- 研修や幹部メッセージの発出等の啓発に係る取組を各課へ指導を行った回数、政府が掲げる各種ワークライフバランスの施策に対する達成度合(男性育休(2025年までに30%)等)
- 全職員について、月45時間を超える超過勤務月数が6ヶ月以内となることを

達成し、達成できない職員については、健康上の配慮を適切に実施したか。職員への指導監督及びワークライフバランスの施策を適時、適切に行ったか。

(原子力規制人材の確保)

- 定数に対する実員数（95%）、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性割合（35%、うち総合職試験からの採用者に占める女性割合 35%）、障害者法定雇用率（2.6%）を確認しつつ、新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足できたか。
- 行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、原子力規制人材育成事業の実績を把握するための評価を適切に実施し、実績を把握したか。

(原子力規制人材の育成)

- 規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、教育訓練課程を受講させる等して、任用資格を付与できたか。
- 研修の質の向上に向けた取組みを試行できたか。
- 研修を適切に実施し、年間受講者延べ人数 2, 500 人以上を達成できたか。
- 令和 3 年度末までに事務系職員に必要な研修の実施に向けた検討を行ったか。
- 国際協力業務への資質のある人材の育成のための機会を提供したか。
- 海外機関への派遣職員数を確保したか。新型コロナウイルス感染症の影響により海外機関に派遣することができなかった職員については、可能な限り派遣を行ったか。
- 人材育成の基本方針を改定し、それを踏まえ、職員により詳細なキャリアパスを示したか。
- 年 1 回の希望調書において、能力に応じたポスト任用をされているかの満足度等の調査を実施できたか。
- 職員のキャリアパスに対する不安等について、それらを取り除く解決策について検討を行ったか。
- 原子力規制事務所からのニーズ（問題点・課題）について、計画的に課題解決を図ることができたか。
- 外部の研究組織／部門との人事交流や共同研究事業の拡大・推進ができたか。また、安全研究の結果に基づく公表活動が積極的に行えたか。研究系職員の研究能力の向上に努めたか。
- 研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行ったか。

2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施

【重点計画】

- ・ 申請に対し、発電所や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施する。(I)
- ・ 法定の検査を厳正かつ適切に実施する。(新検査制度については(3)で詳述)(I)
- ・ 対応区分が4に変更された東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、厳正な追加検査を行う。(III)
- ・ 事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。(I)
- ・ 事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ、公開会合での確認等により適切に対応する。(I)

【評価の視点】

- 設置変更許可申請、工事計画認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ適切に審査を実施したか。
- 設置変更許可において審査の漏れを防止し、及び施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、新規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。
- 審査に関する原子力規制委員会決定文書等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。
- 「震源を特定せず策定する地震動(全国共通)」について、原子力規制委員会で決定された手順を踏まえて適切に対応したか。
- 原子力規制検査を所定のガイドを用いて計画どおりに実施して特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。
- 東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。
- 事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進させることができたか。
- 事故トラブルについて、公開会合での確認等により事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。

(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

【重点計画】

(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)

- ・ 実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し分析する。(I)
- ・ 国外で今後発生する自然事象に関しては必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。また、国内の自然事象に関しては、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し情報収集・分析を行う。それらの結果、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において検討する。(I)
- ・ 安全研究より得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行う。(I)

(安全研究の積極的な実施)

- ・ 「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和3年度以降の安全研究に向けて)」(令和2年6月24日原子力規制委員会)等に沿って安全研究を実施する。(I)
- ・ 令和3年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、年度内に安全研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たに重要な成果が出たものは、随時、速やかに論文等に取りまとめる。安全研究の公表促進活動として、JAEA 安全研究センターと連携した研究成果の発表を行う。(I)
- ・ 6月をめどに令和2年度に終了した8件の安全研究プロジェクトの事後評価を、1月をめどに令和4年度に開始する安全研究プロジェクトの事前評価を行う。(I)
- ・ 規制上の課題を踏まえ、今後推進すべき安全研究の分野について検討を行い、7月に令和4年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定する。(I)
- ・ 二国間(NRC、IRSN等)又は多国間の研究に関する国際活動(OECD/NEA/CSNI等)に積極的に参加する。特に、東京電力福島第一原子力発電所に関する国際的な調査活動等に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信する。(I)
- ・ 基盤グループ研究職の技術力向上にも資する共同研究を計画どおり推進するとともに、共同研究先と連携して報告会を開催する。(I)
- ・ 放射線安全研究に係る研究について、原子力規制庁で実施する安全研究の一部として取り込み、令和4年度より実施できるよう体制整備を進める。(II)
- ・ 現行のJAEAの中長期目標の期間は令和3年度が最終年度となっていることから、令和4年度以降も外部技術支援機関(外部TSO)である安全研究センターが引き続きその機能を発揮できるよう適切に次期中長期目標を定める。(II)

(規制基準の継続的改善)

- ・ 事業者の自主的取組として対応することとしている発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策に係る規制上の取扱いについて、「継続的な安全性

向上に関する検討チーム」における議論の結果も踏まえ、対応方針を決定する。

(Ⅲ)

- ・ 令和2年度に行った電磁的障害に係る国外の知見、規制動向等の情報収集を踏まえ、制度改正の要否等についての検討を進める。(Ⅲ)
- ・ 令和3年度の民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正する。(Ⅱ)
- ・ 国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析する。(Ⅰ)
- ・ 技術情報検討会を定期的を開催し、収集・分析した国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等について、規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要なものについては作業担当部署を定め、規制基準への反映状況等の進捗状況を確認する。

(Ⅰ)

- ・ 技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、並行して原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ報告し助言を受ける。(Ⅰ)

このうち、自然ハザードに関する最新知見については、火山部会、地震・津波部会に報告し、規制上の対応の要否について助言を受ける。(Ⅱ)

- ・ 技術情報検討会の後、規制への反映の検討を進め、規制基準に反映すべきものは計画的に規制基準改正等の対応を行う。
- ・ 運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行うとともに、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信及び加盟国との情報交換を行う。(Ⅰ)
- ・ 事故トラブルから得た教訓を規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要に応じて規制への反映を行う。(Ⅰ)
- ・ 実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査の実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和3年度の計画に基づき改正作業を進める。

(Ⅱ)

【評価の視点】

(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)

- 最新知見を収集し分析することができたか。
- 国内外で今後発生する自然事象に関し、必要に応じて関係機関等と協力して情報収集・分析を実施したか。
- 技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行ったか。

(安全研究の積極的な実施)

- 実施方針等に基づき定めた計画に沿って研究者倫理を遵守しつつ安全研究業

務を達成できたか。

- 積極的な成果の公表ができたか。
- 事前、事後評価が計画どおりに実施できたか。
- 令和4年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定したか。
- 研究に関する国際活動に積極的に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信できたか。
- 共同研究を計画どおりに進めることができたか。共同研究報告会が開催できたか。
- 放射線安全に係る研究について、原子力規制庁で実施する体制を整えたか。
- 安全研究センターの次期中長期目標を適切に定めることができたか。

(規制基準の継続的改善)

- 発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策に係る規制上の取扱いについて、対応方針を決定したか。
- 米国との差異を分析するなど制度改正の要否等について検討したか。
- 技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正したか。
- 国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析したか。
- 技術情報検討会において、規制に反映させる必要性の有無を検討し、進捗状況を確認したか。
- 技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、地震・津波部会で報告し、助言を受けることができたか。
- 技術情報検討会后、計画的に規制基準への反映を行ったか。
- 運転検査官会議における事例紹介、運転経験関連国際会合における情報発信及び加盟国との情報交換を行ったか。
- 事故トラブルから得た教訓を必要に応じて規制への反映が行えたか。
- 規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、改正作業を進めたか。

(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行

【重点計画】

- ・ 新検査制度を計画どおり本格実施するとともに、引き続き、新検査制度に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。(Ⅱ)
- ・ 実運用での経験を踏まえ、制度の改善を継続的に行う。(Ⅰ)

【評価の視点】

- 計画どおり原子力規制検査を実施できたか。新検査制度に対する検査官の理解が進んだか。新検査制度の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。
- 検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。

- 検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。

(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

【重点計画】

- ・ 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。
(I)
- ・ 「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。(I)
- ・ バックフィット制度について、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」における検討を進め、これまでのバックフィット事例の分析を通じ改善の方向性を検討する。(III)
- ・ 審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。(III)
- ・ 施設の特徴・安全上の重要度を踏まえ、グレーデッドアプローチを考慮して核燃料施設等の審査を行う。(I)
- ・ 廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。(I)
- ・ 東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な指導等を行う。(III)
- ・ 中深度処分に係る規制基準等の整備を行う。(II)
- ・ IRRSの指摘等を踏まえ、廃止措置の終了確認基準に関する判断基準の整備を行う。
(II)
- ・ ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設処分に関する規制基準の整備を行う。(II)
- ・ 閣議決定された特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、概要調査地区等の選定時に順次示すこととしている安全確保上少なくとも考慮されるべき事項について、検討を進める。(III)
- ・ IRRSで受けた勧告・提言について、原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)に係る規制の改善に取り組む。(I)

【評価の視点】

- 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。
- 業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。
- バックフィット制度について、改善の方向性を検討したか。
- 原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者のPRAモデルの適格性確認を行ったか。
- グレーデッドアプローチを考慮して核燃料施設等の審査を行ったか。

- 廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。
- 東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を適時適切に実施したか。
- 中深度処分に係る規制基準等を整備したか。
- 廃止措置の終了確認基準に関して、必要な判断基準等を整備したか。
- ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設処分について規制基準を整備したか。
- 基本方針に基づき、必要な検討が進められたか。
- IRRS で受けた勧告・提言について、原子炉等規制法（核セキュリティ、保障措置関連を除く）に係る規制の改善を関係部署の業務計画に反映し、実施することができたか。

3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(1) 核セキュリティ対策の推進

【重点計画】

- ・ 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格に実施する。
(I)
- ・ [再掲] 対応区分が4に変更された東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、厳正な追加検査を行う。(III)
- ・ 放射性同位元素等規制法に基づく防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護規制の着実な実施及び定着を図る。(I)
- ・ 国内外の動向等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。
(II)

【評価の視点】

- 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳正かつ適切に実施したか。
- これら検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。
- 原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数を0件に抑えたか。
- [再掲] 東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。
- 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実施しているか。
- 放射性同位元素等規制法に基づき登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指導をしているか。
- 国内外の動向等を踏まえて、核セキュリティ対策強化に資する制度整備を行ったか。

(2) 保障措置の着実な実施

【重点計画】

- ・ IAEA、関係機関等と適切に連携し、日 IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。
(I)
- ・ 原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。(I)

- ・ 我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信する。(I)

【評価の視点】

- 日 IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。
- 指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。
- 我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。

(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化

【重点計画】

- ・ 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化については、これらの調和に関する内部文書に則り、審査等及び検査等の業務を適切に行いつつ、適宜改善を図る。(I)

【評価の視点】

- 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に関する内部文書に則り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。また、必要な改善を図れたか。

4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(1) 廃炉に向けた取組の監視

【重点計画】

- ・ 中期的リスクの低減目標マップに示された1つ1つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。(I)
- ・ 東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞ることなく行うとともに、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。(I)
- ・ 実施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項について文書化する。(II)

【評価の視点】

- 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2021年3月版）に示された事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。特に、本マップにおいて2021年度内の主要な目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。
- 実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。
- 実施計画に記載すべき事項について文書化できたか。

(2) 事故の分析

【重点計画】

- ・ 令和2年度に取りまとめた中間取りまとめ、廃炉の進捗等を踏まえ、令和3年度以降の事故分析の進め方について方針を決定し、それに基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進める。(II)
- ・ 令和2年度に取りまとめた中間取りまとめについて、国内外に発信する。(I)
- ・ 令和2年度に取りまとめた中間取りまとめにおいて認識された問題について、現在の安全規制とどのように関連しているかを精査することに資するため、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室は、庁内関係部署の検討に参画するとともに、情報を共有する。(III)
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。(II)

【評価の視点】

- 令和3年度以降の事故分析の進め方について方針を決定できたか。
- 決定した方針に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進めることができたか（東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を5回以上開催）。
- 中間取りまとめについて、国内外に発信することができたか。
- 国内外への発信として、国内学協会等又は海外規制機関等の会合に参加できたか（会合に3回以上参加）。
- 中間取りまとめにおいて認識された問題について、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室は、庁内関係部署の検討に参画するとともに、情報を共有することができたか。
- 連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。

(3) 放射線モニタリングの実施

【重点計画】

- ・ 総合モニタリング計画に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを確実に実施し、その結果を国内外に分かりやすく遅滞なく公表する。
(I)

【評価の視点】

- 陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。
- 福島県を中心に整備されているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの維持・管理を行えたか。

5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(1) 放射線防護対策の推進

【重点計画】

- ・ 原子力規制庁は、放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、「放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応-」へのクリアランスに係る記載の追加や新しいICRP勧告の反映を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。(I)
- ・ 令和3年度放射線安全規制研究戦略的推進事業を着実に実施するとともに、令和2年度で終了した採択課題について、外部有識者による評価委員会を通じて、成果目標の達成状況等に関する事後評価を適切に行う。(I)
- ・ [再掲] 放射線安全に係る研究について、原子力規制庁で実施する安全研究の一部として取り込み、令和4年度より実施できるよう体制整備を進める。(II)
- ・ 放射線審議会の審議結果を踏まえて、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方についての検討を進める。(III)

【評価の視点】

- 放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。
- 令和3年度事業に係るプロジェクトの進捗管理を着実に行ったか。
- [再掲] 放射線安全に係る研究について、原子力規制庁で実施する体制を整えたか。
- 岩石等に含まれる天然の放射性核種の放射線防護の在り方について検討を進めたか。

(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善

【重点計画】

- ・ 放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施する。(I)
- ・ 審査ガイド等の整備を着実に進めることにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。(I)
- ・ IRRSフォローアップミッションの指摘等を踏まえ、引き続き必要な対策を進める。(II)

【評価の視点】

- 放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施しているか。
- ガイド整備を着実に進めたか。

- IRRS フォローアップミッションの指摘等を踏まえ、必要な対策を実施できたか。

(3) 原子力災害対策指針の継続的改善

【重点計画】

- ・ 原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。(I)
- ・ 令和2年9月16日第26回原子力規制委員会において指摘のあったEALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)について、検討を進める。(I)
- ・ 原子力災害対策指針に規定する甲状腺モニタリングの実施方法等の課題について整理し、令和2年度に設置した「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」の検討結果を踏まえ、原子力災害対策指針への反映を図る。(II)
- ・ 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」について、最新の知見等を踏まえ、見直しに着手する。(II)
- ・ モニタリングの技術的事項について引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等を適切かつ遅滞なく行う。(I)

【評価の視点】

- 原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。
- EALに係る中長期的課題について、一定のスケジュール、枠組みを設けて検討を進めたか。
- 「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」の検討結果を踏まえた原子力災害対策指針への反映を行ったか。
- 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」について、見直しを行ったか。
- モニタリングの技術的事項が検討され、改訂等が適切かつ遅滞なく行われているか。

(4) 危機管理体制の整備・運用

【重点計画】

- ・ 各機能班等の要員が組織的かつ継続的に緊急時対応能力を維持向上させるため、今後策定される「緊急時対応に係る訓練基本方針」を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示す。各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化させる。緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等必要なマネジメントを行う。さらに、オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練を実施する。(I)
- ・ 緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル

- ル等の整備・見直しを行う。また、令和2年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を踏まえ、必要な改善を図る。(I)
- ・ 次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの構築に係る計画・企画の策定及び仕様書案作成のための調査準備に係る事業を確実に実施する。(I)
- ・ 緊急時対策支援システムは、現行システムを適切に維持・管理すると共に、原子力事業者側設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。(I)
- ・ 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムの運用が開始されたため、適切な運用ができるように必要な調整等を実施していく。(I)
- ・ 事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が求められるオフサイト対応の課題について検討を継続するとともに、放射線防護企画課がオンサイト担当部局を含む関係課室や関係機関と連携し、高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施する。(III)
- ・ 原子力事業者防災訓練について、令和2年度の評価結果、事業者との意見交換等を踏まえて、評価方法の見直しを検討する。必要に応じ評価方法を見直し、それに基づき令和3年度原子力事業者防災訓練を実施し、その評価を行う。(I)
- ・ 発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、令和2年度の訓練の実施結果を踏まえ、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和3年度訓練実施計画等の検討を行うとともに、訓練を実施する。(I)
- ・ 原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。(I)
- ・ 原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を引き続き進めるとともに、「原子力災害拠点病院等の施設要件」について、令和2年度に実施した見直しの方向性を踏まえた所要の改正を図る。(I)

【評価の視点】

- 緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。
- 各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。
- 緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等必要なマネジメントを行ったか。
- オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練を実施したか。
- 危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・見直しを実施できたか。また、令和2年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を踏まえ、必要なマニュアル改正や訓練を実施したか。
- 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。
- 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムを安定的に運用することができたか。

- 緊急時に判断が求められるオフサイト系対応の課題について検討を行ったか。
- オフサイト系の対応について、高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施したか。
- 令和3年度原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施できたか。
- 原子力事業者防災訓練について、令和2年度の原子力事業者防災訓練の評価結果等を踏まえ、評価方法の見直しの必要性を検討できたか。加えて、必要に応じ評価方法を見直し、それに基づき令和3年度原子力事業者防災訓練の評価を行うことができたか。
- 訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和3年度訓練実施計画等の検討を行い、訓練を実施できたか。
- 原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。
- 原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を行ったか。
- 「原子力災害拠点病院等の施設要件」について、改正を行ったか。

(5) 放射線モニタリングの実施

【重点計画】

- ・ 47都道府県及び原子力施設等周辺の平常時モニタリングや、原子力艦寄港地の放射能調査を確実に実施するとともに、それらの測定結果等を遅滞なく公表する。
(I)
- ・ 緊急時モニタリングの実効性向上のため必要な研修・訓練の実施、原子力規制庁及び地方公共団体におけるモニタリング資機材の整備等を通じて緊急時モニタリング体制の強化を図る。(I)

【評価の視点】

- 47都道府県における環境放射能水準調査の結果を、365日分遅滞なく公表することができたか。
- 放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。
- 原子力規制庁及び地方公共団体職員に対する研修・訓練を効果的に行うことができたか。

令和3年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標	PDCA 管理番号
1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	1. (1)
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	1. (2)
(3) 職員の確保と育成	1. (3)
(4) その他	1. (4)
2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	2. (1)
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	2. (2)
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	2. (3)
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	2. (4)
(5) その他	2. (5)
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	
(1) 核セキュリティ対策の推進	3. (1)
(2) 保障措置の着実な実施	3. (2)
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	3. (3)
(4) その他	3. (4)
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	
(1) 廃炉に向けた取組の監視	4. (1)
(2) 事故の分析	4. (2)
(3) 放射線モニタリングの実施	4. (3)
(4) その他	4. (4)
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	
(1) 放射線防護対策の推進	5. (1)
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	5. (2)
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	5. (3)
(4) 危機管理体制の整備・運用	5. (4)
(5) 放射線モニタリングの実施	5. (5)
(6) その他	5. (6)

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、1. ～ 5. とする。